## 議会だよりる。

### 第111号 平成27年5月

発行:福島県双葉町議会

編集:双葉町議会報編集委員会

〒974-8212

福島県いわき市東田町二丁目19番地の4

☎0246-84-5200 (代表)



### **前弦幼。小。中学校入園。入学式**~4月6日~

### 主な内容

平成27年第1回定例会

・このようなことが決まりました ······ P2~4

・一般質問 ......P5~10

平成27年第1回臨時会 ----- P11

議会のうごき ------P12



平成27年第1回議会定例会は、3月9日から17日までの9日間の日程で開かれました。

条例の制定・改正・廃止、平成26年度補正予算、平成27年度当初予算、議員発議などが提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

第 1 回 定 例 会 3月9日~17日

### 平成27年度当初予算

### 原案可決

### 総額117億3,805万2千円

前年度より24億5,831万2千円1

	会 計	予 算 額	前年度比
	一般会計	87億6千万円	21億6千万円 🥕
	国民健康保険	16億4,295万7千円	1億9,894万3千円↗
特	公有林整備事業	521万9千円	55万3千円△
別	公共下水道事業	3億572万8千円	865万6千円公
会	工業団地造成事業	216万4千円	_
計	介護保険	9億5,492万6千円	1億328万9千円↗
	後期高齢者医療	6,705万8千円	528万9千円↗

※詳しい内容は広報ふたば5月号 2~3ページに掲載されており ますのでご覧ください。



### 〈採決の結果〉

〇一般会計〈賛成6人 反対1人〉 「反対討論」

100%反対ではないが、私の考え方に沿った予算とはいえず、賛成しかねます。 (谷津田議員)

### 「賛成討論」

町民、職員の方々に迷惑をかけるもので あってはならないと思うので、賛成します。 (菅野議員)

- ○国民健康保険特別会計〈賛成全員〉
- ○公有林整備事業特別会計〈賛成全員〉
- ○公共下水道事業特別会計〈賛成全員〉
- ○工業団地造成事業特別会計〈賛成全員〉
- ○介護保険特別会計〈賛成全員〉
- ○後期高齢者医療特別会計〈賛成全員〉

### 平成26年度補正予算

### 原案可決

●一般会計・・・賛成6人 反対1人

歳入歳出それぞれ395億6,114万9千円を追加し、総額480億5,464万2千円。

### (歳入の主なもの)

- ・町 税・・・町民税3,327万7千円、固定資産税940万9千円の追加。
- ・地方交付税・・・普通交付税、特別交付税、4億5,303万7千円の追加。
- ・国庫支出金・・・中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の追加、福島原子力災害避難区域等帰還 ・再生加速事業委託金の減額などにより388億2,219万8千円の追加。
- ・県支出金・・・核燃料税交付金など2億7,341万8千円の追加。
- ・繰入金・・・東日本大震災復興基金や復興まちづくり基金3,836万2千円の減額。

### (歳出の主なもの)

事務事業の確定等により、多くの科目で減額補正。

総務費、衛生費の双葉地方広域市町村圏組合への負担金として3億4,035万円の追加。 東日本大震災復興基金や中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金などへの積立金として395 億4,370万1千円の追加。

■民健康保険特別会計・・・賛成全員 歳入歳出それぞれ307万3千円を減額し、総額 16億5,246万円。

- ○公共下水道事業特別会計・・・賛成全員 歳入歳出それぞれ342万6千円を減額し、総額 3億1,254万5千円。
- 介護保険特別会計・・・賛成全員 歳入歳出それぞれ1,925万円を減額し、総額 10億3,125万2千円。

### 「反対討論」

条例にも反対しているので、こ の項目(中間貯蔵施設整備等影響 緩和交付金基金)がある限り賛成 はできません。 (谷津田議員) 「賛成討論」

中間貯蔵施設の負担軽減のため の交付金、基金等は、町の復旧復 興には必要不可欠と思うので、賛 成します。 (岩本副議長)

### 議員発議

## 原案可決

双葉町議会委員会条例の 一部改正

提出者 白岩寿夫議員 賛成者 菅野博紀議員

### (内容)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正・地方自治法の一部改正に伴い委員会条例の改正を行うもの。

### 人事

## 原案同意

■固定資産評価審査委員会 委員の選任

新任 石田 翼 氏(寺 松)

新任 髙野 利彦 氏(新山)

再任 横山 壽 氏(長塚1)

第 111 号 平成27年5月発行(4)

### 条例制定・改正・廃止

### 原案可決

### 〈制 定〉

<ul><li>教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例・・・・・・・・ 賛成全員</li></ul>
●教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例・・・・・・・・ 賛成全員 ● 歌号の取得者同位体数に関する条例・・・・・・・・・・ 賛成全員
●職員の配偶者同行休業に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
●平成27年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例・・・・・・賛成全員
②双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金条例・・・・・・・・ 賛成6人 反対1人
「反対討論」・・何を質問しても的をえた答えが返ってこない。建設受け入れ決定で、地権者抜
きでやった仕事にもらえるお金を基金として積むという話はないと思う。町長
の一存でやっているのと一緒だ。これでは反対。 (谷津田議員)
「賛成討論」・・余裕を持ったことをするのであればこの基金は受けざるを得ないと思う。今後、
町民や職員を考えた時に基金は必要であるということで、賛成したい。(菅野議員)
●双葉町特定原子力施設地域振興事業公共用施設維持補修基金条例・・・賛成全員
●双葉町特定原子力施設地域振興事業公共用施設事業運営基金条例・・・賛成全員
<ul><li>■ 双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例・・・・ 賛成全員</li></ul>
〈改正〉
● 双葉町職員定数条例・・・・・・・・・・・・・・・・・ 賛成全員
<ul><li>■双葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例・・・・・・・賛成全員</li></ul>
<ul><li>◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例・・・・賛成全員</li></ul>
●双葉町特別職報酬等審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 賛成全員
●町長等の給与及び旅費に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・ 賛成全員
●職員の給与に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 賛成全員
<ul><li>■職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 賛成全員</li></ul>
●職員等の旅費に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 賛成全員
●双葉町税条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  賛成全員
<ul><li>●双葉町教育委員会の委員の定数に関する条例・・・・・・・・・・・・・・ 賛成全員</li></ul>
<ul><li>●双葉町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例・・・・・・賛成全員</li></ul>
●双葉町介護保険条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<ul><li>東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例・・賛成全員</li></ul>
<ul><li>●双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の</li></ul>
ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<ul><li>双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</li></ul>
・・・・・・賛成全員
<ul><li>●双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介</li></ul>
護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
・・・・・・賛成全員
●双葉町下水道条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
●双葉町行政手続条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 賛成全員
〈廃 止〉
<ul><li>教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例・・・・・・・賛成全員</li></ul>

町政を問う

## 般質問

### 羽 Щ 君 子 議員

## 高齢化対応について 中間貯蔵施設について

### 菅 野 博 紀 議員

- 中間貯蔵施設について
- 復興推進委員会について 東京電力賠償・補償について
- 老人福祉について

## 谷津田光治議員

- ・町長の政治について
- ・中間貯蔵施設について 27年度予算について

## 岩寿夫 議員

# 時帰宅時の道路の安全対策に

- ついて
- 盗難防止の対策について
- 中間貯蔵施設候補地以外の土地 の利用と補償について

### 羽 Ш 君 子 議員



## 高齢化対策

いります。

を伺いたい。 であるが、具体的な対策 者対応は優先すべき課題 県内外に避難する高齢

## 町長

問活動、 ります。 護などに取り組んでまい サロン、介護予防訪問介 介護予防対策として訪 健康相談、栄養

ており、今後も避難先自 治体との連携を図りなが 介護予防事業への参加誘 実施し、避難先自治体に 価基本チェックリストを 齢者を対象に、 の認定を受けていない高 毎年、 訪問等の依頼を行っ 要支援、 健康度評 要介護

> と考えております。 ら取り組んでまいりたい 者の健康支援に努めてま 守りなどを継続し、高齢 とともに、訪問活動、 設置し、地域交流を図る 高齢者等サポート拠点を への事業委託については 双葉町社会福祉協議会 見

であります。 させることが喫緊の課題 体である特別養護老人ホ 町として可能な限りの ムの事業再開を加速化 社会福祉法人が事業主

りたいと考えております。 を持って取り組んでまい 検討を進め、 に入れながら介護施設の と考えております。 民間事業者の活用も視野 支援に努めてまいりたい 避難先自治体における スピード感

備について伺いたい。 またサービスの内容、 ボートセンターの機能、 に整備される高齢者用サ いわき市勿来酒井地区質の問題を 設

## ŒJ

いわき市勿来酒井地区に 町から福島県に対して

> て、 交付金を充てることが認 経費にコミュニティ復活 ポート拠点の設置に係る 区における高齢者等サ 復興庁から福島県に対し う要望してきたところ、 ポート拠点を併設するよ が運営する高齢者等サ 敷地内に社会福祉協議会 整備される復興公営住宅 められたところです。 いわき市勿来酒井地

> > ます。

とすることを考えており が提供できる機能・設備 ビスと同程度以上のもの おいて提供しているサー 急仮設住宅におけるサポ としては、現在の南台応 ととしておりますが、 協議を加速させていくこ 議会とともに、具体的な ートセンターひだまりに 今後、県と社会福祉協 町

### 貯 蔵施 設

ように進めるのか。 地権者への対応をどの

## 長

弁護士による相談窓口

あります。

の判断を了解したもので 県の搬入受け入れの容認

問について弁護士等が助 努めてまいる考えであり の皆様の不安等の解消に 約や地上権、 言等を行うことで地権者 を設置しましたので、 相続等の疑

つ決断したのか。 搬入受け入れ容認をい

## 町

がしっかり内容を精査・ の4項目については、県 締結したことをもって、 たことを確認し、協定を 望が概ね協定に反映され との協議において修正要 県に対し修正を求め、国 定については、両町で国・ の安全確保等に関する協 中間貯蔵施設の周辺地域 内容であることを確認し て、概ね意向を踏まえた 議の場で、県が精査をし 県と双葉町、大熊町の協 げてきたことに対して、 確認して欲しいと申し上 終処分の法案の成立など た5項目のうち、県外最 県が確認することとし Œ٦

共事業を行っていく必要 公共施設の整備など、公 業団地や住宅団地の造成 の新規整備をはじめ、 ことを考えており、

# 町政を問う

道路 産



中間貯蔵施設の保管場(ストックヤード)のようす

えを伺いたい。 対する補償等について考 土地及び建物の所有者に 予定されている区域外の 予定地外は、 中間貯蔵施設の建設が 国から補 拠点を段階的に整備する

ないところであり、土地 の復興に向けた取組を進 除染やインフラ復旧など 償金の支払いはなされ えております めていくことが必要と考 の回復を図るためにも、 進め方として町内復興

どのように対応されるの も移動されなかった場合 ているが、30年を過ぎて 設置期間は30年とされ

## ŒŢ

設の周辺地域の安全確保 ものであり、中間貯蔵施 に確実に実現させるべき 内の県外最終処分は、 中間貯蔵開始後30年以 玉

等影響緩和交付金を活用 の町民の生活再建のため 得ないことから、その間 長い時間がかからざるを りたいと考えています。 魅力ある地域に再生でき 町の復興を進めることで 願いすることも考えられ の提供などのご協力をお 執行に当たっては、土地 が生じてまいりますので して取り組んでまいる所 一方で、町の復興には 中間貯蔵施設整備 取り組んでまい が明記されており、町で 年両町と県への報告義務 視してまいります。 ており、 年報告の義務が課せられ 決議により、 組を要求してまいります。 この規定に基づき国に取 見える進展がない場合は、 定期間が経過しても目に るものになっております。 は取組を促すことができ なお、衆参両院の附帯 仮に中間貯蔵開始後一 国会へも毎

るよう、

措置を求めてまいります。 協定の規定により、 置を講じなかった場合は、 も福島県外で最終処分を 完了するために必要な措

を伺いたい。 由度の高い交付金の使途 中間貯蔵施設に係る自

### Ę

響緩和交付金は、 中間貯蔵施設整備等影 ふるさ

組の進捗状況について毎 に必要な措置の具体的内 最終処分を完了するため 等に関する協定として、 工程表を作成し、その取 開始時期を明記した なっております。

万が一30年を経過して 国会の取組も注 国に

の移転先、移転方法につ と思うが、仏壇はどのよ うに扱われるのか。墓地 より、建物が解体される いて伺いたい。 中間貯蔵施設の整備に

## ⊞J

るための費用が補償され 所有者が移転先へ移転す として補償されますので 仏壇については、 動産

どの現金給付は国の交付 や法人に対する迷惑料な なっておりますが、個人 広く活用できる交付金と 産業活性化事業、 維持運営事業、企業導入・ 成・就業支援、公共施設 風評被害の緩和や人材育 維持・向上のための事業 ための事業や生活空間の との結びつきを維持する 金制度上できないことと に係る整備、維持補修、 地域活性化策など幅 福祉対

関しては、

避難指示解除

後に移転先を確保するこ

定地内の動産移転補償に

ることになりますが、

ことになっております。

るための費用を補償する

移転費用に加え、避難指 になりますので、通常の とを前提に補償すること

示解除まで倉庫に保管す

考えであります。 の復興に活用してま する生活再建支援や、 際には、全ての町民に対 交付金事業を実施する いる 町

> 内全域にわたっての配慮 想定されることから、 域の墓地などにおいても

町

検討が必要であるものと

内の墓地だけでなく、津 の移転ニーズが、予定地 法については、町内墓地

墓地の移転先、移転方

波被災地域や、

高線量地

考えております。

移転先の選択肢の一つと 考えております。 庁内で検討し、議会へ相 おり、整備可能な箇所を 談させていただきたいと 整備を進めたいと考えて 町民の皆様に対して、 早期に町内共同墓地の

考えております。 必要になります。 墳墓ごとに改葬の許可が して提示していきたいと 墓地の移転方法には、

## 野 博

紀議員



## 中間貯蔵施設

有地はどの位あるのか。

## Ę

調査した結果、公衆用

皆さんに理解をもらえる 搬入受け入れの判断は

認しております。 25・8ヘクタールを確 土地を含めますと、約1 道路や水路等の無地番の

と思うか。

中間貯蔵施設の中に町

であります。

ながら進めてまいる考え

を進め、皆様の理解を得 建支援や町の復興の取組 健康対策も含めた生活再 して高齢者の福祉対策や

出た場合どのように対処 するのか。 今後の交渉等に支障が

請いたしました。 進めていくことを強く要 権者の声を聞き、丁寧に 申し入れており、 がしっかり対応するよう 県が設定した5項目につ ないよう、虚心坦懐に地 ような強引な進め方をし 地元の感情を逆なでする 復興両大臣に対して、 ては進められないことと いて、県知事より環境・ 国との協議において、 地権者の理解なくし 町から ります。

も必要であると考えてお せるよう求めていくこと

らないことがあったと思 する前にやらなくてはな 大事項だと思う。双葉町 全体を考えれば搬入判断 中間貯蔵施設は町の重 町長の考えを伺う

## ŒŢ

活用し、全ての町民に対

整備等影響緩和交付金を

今後は、中間貯蔵施設

結したものであり、 れたものと認識しており 見が概ね協定に反映され を求め、国との協議で意 より国・県に対して修正 ころでありますが、両町 内容の調整だと考えてお ったことは、 る安全確保の担保が図ら や輸送、管理運営に関す たことを確認し協定を締 やらなくてはならなか 調整を行ってきたと 安全協定の

う非常に重い判断をした 貯蔵施設の受け入れとい 両大臣に対して、

政を問う

的に、町民の生活再建と 将来にわたって国が主体 たところであります。 り組むよう強く申し入れ 町の復興にしっかりと取 果たすことが出来るまで、

寄せられた疑問や不安な 弁護士による相談窓口で

仮に支障が生じた場合

点を整理して国に対応さ

まいります。 き続き、国に強く求めて てきたところであり、 慮するような取組を求め 町民や地権者の感情に配

## 東京電力

持ち、被災者との話し合 害者であるという認識を 直接要求書を手渡し、加 いるところです。 東京電力の廣瀬社長に

町の復興を

国の進め方について、 引

## 行政として適正に行わ

れていると思うか。

寧な賠償を要求してきて て被災者に寄り添った丁 東京電力には、継続し

こと、営業損害等につい に寄り添った賠償を行う かつ確実な賠償、 いに誠実に対応し、 被災者 迅速

> 省資源エネルギー庁、 とから、改めて経済産業 る要望書をいただいたこ 賠償について継続に関す 商工会長から営業損害の であり、さらに、双葉町 長するよう求めたところ 儀なくされている実態を ず、長期の避難生活を余 建の見通しが立っておら て、未だ被災者の生活再 本社へ要望したところで 十分に認識し、早急に延 東京電力福島復興

あった場合は、 利益を被るような対応が 関係を確認の上、被災者 場合もありますが、事実 ら個別に相談をいただく るところです。 償を行うよう、 である町民が一方的な不 町に対しても、町民か 求めてい 適正な賠

補償の議論をしていかな くてはいけない時期と思 うが、町長の考えを伺う 今後6年以降の賠償・

## Œ٦

事故後6年以降の賠償の 査会において、 原子力損害賠償紛争審 町として

> り住むことが出来ず、移 化が見込まれるため、長ついて、避難指示の長期 取扱いを明らかとするよ 的損害等として、一人当 年住み慣れた住居、土地 追補において、 う要望いたしました。そ 償されることとなったと たり700万円が追加賠 住を余儀なくされた精神 について、長期間にわた 中間指針第四次 町全域に

求めてまいります。 うよう、国・東京電力に 実態に見合った賠償を行 引き続き、 町民の被害

ころです。



復興推進委員会のようす

# 政を問う

## 復興推進委員会

の考えを伺う。 のか不安に思うが、 終報告で本当に大丈夫な 期等を示さない内容の最 業が大きく関わる帰還時 原子力発電所の収束作

将来の姿を示すものとさ だいたところです。 まちづくり長期ビジョン 町民代表の方の思いが詰 せていただいたところで の案をご説明させていた きることから尊重させて まったものとして賛同で 会において、双葉町復興 いただき、 このビジョンは、 議会全員協議 町の

いため、 を示すのが難しく、 的な行程が示されていな 双葉町は、 復興の目標時期 復興の具体

> で見通しを検討する範囲 のと考えております。 から、具体的な時期を提 を大きく超えていること 時期については、 示することはできないも 町単独

来ビジョンを示し、ビジ と考えております。 ましたが、町としての将 期 よう取り組んでいくべき 国・県に明示させていく ョン実現までの期間を の明示を求めてまいり 町は、国に対し帰還時

⊞J

委員会からの報告は

のか。 任において話ができない なぜ町長として自分の青 計画が進んでいくのか。 た計画で今後の双葉町の 復興推進委員会で出し

### ŒŢ 長

ります。

興推進委員会に議論をお が重要と考え、双葉町復 を議論していただくこと で理想とする町の将来像 たっては、町民の皆さん 町の将来像の検討に当

願いしたところです。

まとめられたものです。 期ビジョンの最終報告が 双葉町復興まちづくり長 会の報告などを踏まえて 津波被災地域復興小委員 復興産業検討部会の提言 民から寄せられた意見や けた考えを委員同士が出 の将来像と町の復興に向 なって座談会を行い、 し合いながら、議論を重 委員会からの最終報告 復興推進委員会におい 意見公募によって町 町民委員が中心と

を申し上げたところであ 員協議会において、説明 同することから、議会全 会の最終報告の内容に替 の内容は妥当なものとの 告の内容が審議され、そ 町復興まちづくり計画推 長等から構成される双葉 を受けて、副町長や各課 報告も受けており、委員 進会議において、 最終報

> 化を図ってまいります。 福祉協議会と連携し、 展開するとともに、社会

強

## 問

今後の高齢者の対応に

## ついて計画等があるか。

### おります。 あることは十分認識して ŒJ 高齢者の対応が急務で Ę

健康・栄養を主体とした 導していくとともに、平 ものと考えております。 事業内容をお示しできる 成27年度には、 速化を図るようさらに指 の諸手続きの進捗など加 再開に向けて、 別養護老人ホームの事業 法人が事業主体である特 町としては、 介護予防事業としては 具体的な 事業実施 社会福祉

考えております。 備を進めてまいりたいと 合事業への移行計画の準 護予防・日常生活支援総 ながら、予防給付及び介 などにご協力をいたたき さらに、避難先自治体

## 問

の高齢者を思えば早急に 国に頼んでいるのか。町 老人ホームなどの対応を 避難地域全体で国営の

> 思うが、町長の考えを伺 やらなければならないと

> > **谷津田光治**議員

## ŒŢ

例交付金の確保を要望し 護基盤緊急整備等臨時特 ループホーム整備費の介 庫補助金の継続追加、 祉施設等災害復旧費の国 日本大震災に係る社会福 捉えておりますので、 事業再開が喫緊の課題と グ 東

行っているところであり に介護・福祉施設の再開 具体的な人的支援、 必要な福祉・介護サービ 及び運営に対して要望を に対して必要な財政措置 スが受けられるよう、国 会においても、避難先で 双葉地方町村会、議長 並び

サロンなどの各種事業を



ている状況であります。 特別養護老人ホームの

町

長の政治

約をし、何を訴えて町長 になったのか。 町民有権者にどんな公

### Ħ٦ 長

②避難指示区域の再編を 関係の修復に努めること ①避難先自治体との信 しては、 実現すること 町長選挙の際の公約と

⑤県との信頼関係を構築 ④補償・賠償問題に全力 ③原発立地町、 を傾注すること 体との協調を図ること に対応していくこと いを進めて中間貯蔵施設 関係自治体と話し合 周辺自治 政を問う

中学校を立ち上げていく ⑥仮の町(町外コミュニ ティ)と町立幼稚園

小

復旧、 ころであります。 町政運営を行ってきたと れまでの2年間を精一杯 運営の負託を受けたこと を厳粛に受け止め、町の 町民の皆さまから町政 復興に向けて、

るのか。 ではどんな日と決めてい 平成23年3月11日を町

## ⊞Ţ

例で定める双葉町民にと の町民の尊い命が奪われ 津波の発生により、多く 事故が発生した日であり、 はおりません。 っての特別の日と定めて た日でありますが、町条 震に伴う原子力発電所の 及び東北地方太平洋沖地 東北地方太平洋沖地震

に基づくのか

国では、この確認事項

公務の決裁や決定は何

問

ŒŢ

役場いわき事務所玄関前にて 決裁については双葉町処 となっております。町の っております。 務規定に基づき決裁を行

## 中間貯蔵施設

め、搬入受け入れ容認の えた内容を確認できたた

建設受け入れと搬入は 中間貯蔵施設に関し、

は何日か。 別」発言について、搬入

### 3月11日午後2時46分 ⊞J

あります。 断は別として、 容認と搬入受け入れの判 建設受け入れの回答の際 旨の要請を行ったもので により、搬入は判断する 確認事項の国の対応如何 に、県知事が、建設受入 環境、 復興両大臣への 5項目の

〇本事業は、

しております。 保等に関する協定案につ 施設の周辺地域の安全確 で行ってきたものと認識 についての対応をこれま 議会において、中間貯蔵 この結果、議会全員協 環境省から説明を 議会からも意見等

務を管理し執行するもの

地方自治法に基づき事

たこと。 概ね県、町の意向を踏ま ても、県が精査をして、 されることの確認ができ の修正要望が協定に反映 を踏まえ、 その他の4項目につい 町 議会から

であります。 県の判断を了解したもの 県は、改めて確認事項

むこと。 が適用することにならな いよう安全確保に取り組 ○建設及び搬入停止条項 し入れており、 しっかり対応するよう申 の5点について、 国は、

めること の声を聞き、丁寧にすす 方をしないよう、 肝に銘じること。 ○今後とも、 一。地権者の理解なしで 進められないことを 強引な進め 地権者が第 地権者

などを要請するととも 日程に捉われること 両町町民、 地権者

り組むこと。

生活再建と町の復興に取 ができるまで、主体的に ○町が復興を果たすこと

> おります。 いたい旨の要請も行って の心情をくみ取ってもら

をいただき、

議会要望等

て伺う。 の内容と安全協定につい を完了」を明記した法律 30年以内に県外最終処分 「中間貯蔵施設開始後

## ŒJ

うこととなりました。 等は国が責任をもって行 法律が施行され、 蔵施設の整備・運営管理 会社法の一部を改正する 日本環境安全事業株式 中間貯

間貯蔵開始後30年以内に 蔵・環境安全事業株式会 書に、環境省は、 結しておりますが、 と県、環境省との間で締 協定書については、 域の安全確保等に関する 記されております。 要な措置を講ずる」と明 社法の規定に基づき、中 中間貯蔵施設の周辺地 中間貯 両町 協定

ります。

を講ずると規定されてお

30年以内に、 として「中間貯蔵開始後 本法律には、 国の責務

福島県外で最終処分を完 了するために必要な措置 最終処分をするために必 福島県外で

の基本を伺う。 新年度歳入歳出予算案

## ŒŢ

取り組み等に重点を置き 対策、町の復興に向けた 援、町の荒廃防止と防犯 されている方々の生活支 については、 であります。 予算編成に努めたところ 平成27年度当初予算案 全国に避難

予算化を図っております。 要望につきましては、 町民の皆様からの様々な 先順位等を考慮しながら 制約もあることから、優 令、財源や人的面などの 全国に避難されている 法



おります。

# 町政を問う

## 白 岩 夫議員



のように考えているか。 路点検のパトロールをど 全対策として、除草、道

道路を中心とした道路延 26年度、幹線道路、 作業を実施しております。 長8キロメートルの機械 除草については、 除草剤散布などの 生活

一時帰宅者

ĦŢ

町道の自動車通行が可能 これは、 町が管理する

おります。

施していきたいと考えて 広範囲での除草作業を実

平成27年度では、より

時帰宅時の道路の安

ロール実施時に通行に支

員による防犯、

防災パト 町臨時職

民間警備会社、

パトロールについては

道路の安全対策一時帰宅時の

平成 等の安全確保のためにも 進んでおり、 業を行なっておりますが、 補修、支障木等の除去作 しております。 障となるような道路状況 化していきたいと考えて 定期的なパトロールを強 ますます道路等の荒廃が かに連絡をいただき対応 を確認した場合は、速や 定期的に巡回し、道路の 産業建設課においても

盗難防止の対策

車番認証装置を設置!

な道路延長120・9キ

ロメートルの72%にあた

な対策を伺う。 が求められるが、 今以上の盗難対策強化 具体的

る木々の枝などの伐採に

対応できていない箇

所もあるのが実情であり

りますが、山間部や細か

い部分での除草や繁茂す

鑑み、 化したところであります 2時間体制へと監視を強 託の実施時間を見直しし、 災パトロール事業業務委 も多くの作業従事者が町 むことで、これまでより の瓦礫撤去・除染作業な 避難指示解除準備区域で 内に入域していることに 復興関連の事業が進 |道6号の通行再開 双葉町内防犯・防

ります。 町民の皆さまの安全確保 動も実施しており、防犯 に努めているところであ 活動と立入りされている 町臨時職員による巡回活 住民一時帰宅実施日には

号から町内帰還困難区域 に入域する主要交差点に、 国道6号の町境と国道6 システム整備事業により 双葉町防犯・防災総合

> 開示し、捜査等へ協力し 事務手続きを経て情報を より求めがあった際には、 するとともに、 に対する抑止効果を期待 ことから盗難などの犯罪 まもなく稼働を開始する て参りたいと考えており 警察機関

## の補中 利地間 心以外の土地の土地の土地

外の土地の利用はどのよ いるか。 うに考えているか。土地 に対しての補償は考えて 中間貯蔵施設候補地以

町内立入り者が増える

ります。 に向けた取組を進めてい インフラ復旧などの復興 復を図るためにも除染や 外については、 くことが必要と考えてお 中間貯蔵施設の予定地 土地の回

区から、その後、 がけとなる両竹・浜野地 て、 町の復興の進め方とし 双葉町の復興のさき 町の中

一方で、

町内復興拠点

れて、道路の新規整備を の整備を進めていくにつ

り

組んでまいる所存です。

緩和交付金を活用して取 中間貯蔵施設整備等影響 の生活再建のためにも、

めていく考えでおります。 心部へ向けて段階的に進

考えているか。 土地に対しての補償は

## ĦŢ

ないことから、国から補 建物の権利の取得を行わ 外については、国が土地 いところです。 償金の支払いはなされな 中間貯蔵施設の予定地

> はじめ、 ことから、その間の町民 間がかからざるを得ない することも考えられます。 供などのご協力をお願い 当たっては、当該事業用 が生じてまいります。こ 団地の造成、 地となる方に土地のご提 うした公共事業の執行に 共事業を行っていく必要 整備など、さまざまな公 町の復興には、長い時 産業団地や住 公共施設の



委

員

岩

本

条例なので、

ろいろ今後の町の振興にかかわって

委

員

白

寿

夫

▽中間貯蔵施設、

地権者の方々の救済措置等

委

員

羽

Щ

君

子

**|賛成討** 



### 平成27年 第 1 臨時会

~2月13日~

総務教育常任委員会

2月13日臨時議会が開かれ、 常任委員会と議会運営委員会の改選が行われ、新し い議会構成が決まりました。

また、条例の制定と平成26年度補正予算が提出され、いずれも原案のとおり可決 されました。

委

員

佐々木

清

委

員

谷津田

光

治

援を始め、

副委員長

白

岩

寿

夫

中間貯蔵施設の建設に伴う当該地権者の支

地域振興を図るために行う事業に

歳入

県支出金を福島県中間貯蔵施設立

地

総額84億9,

349万3千円

委

員

長

菅

野

博

紀

内容は次のとおりです。

副委員長

高

萩

文

孝

委

員

長

菅

野

博

紀

議会運営委員会

### 委 副委員長 委 産業厚生常任委員会 員 長 員 羽 高

孝

るため、

基金の設置をするもの

間貯蔵施設立地町地域振興交付金を町の基金

積み立てるための追加など。

口の設置経費の追加や、

諸支出金の福島県中

の交付金を後年度の事業財源として積み立 地域振興交付金が交付されることとなり、 要する財源として福島県中間貯蔵施設立地町

ح

歳出

衛生費の中間貯蔵施設に係る相談窓

町地域振興交付金17億747万1千円追加。

清 |||山 萩 君 文

本 泰

委

員

岩

弘

子

『反対討論』

討

論

▽目的、 るが、 りしているのに何を町長が別に定めるの が別に定めるとある。 全く理解できないので賛成しかねます。 見舞金なり地域振興ということであ 基金の管理に関し必要な事項は町長 条例で目的がはっ (谷津田議員) き

案のとおり賛成します。 (菅野議員)

成

中間貯蔵施設立地 域振興交付金基金条例 町

費成

原案可決 61 1人

成

般会計

歳入歳出それぞれ17億747万1千円を追

秦回決 61 1人

討

論

『反対討論

質問のとおりです。 納得しかねます。

 $\nabla$ 

※質問内容※今までなかった目を増やしてま ほうがよいと思う。 中間貯蔵施設に関わる予算として計上した で衛生費に組み込まなければならない 中間貯蔵施設に関わるものであれ 谷津田議 0)

賛成討論

県からの交付金、 な感じがするので、 からも今後の話が進まなくなっていくよう 受け入れ先がなくなる面 この案に賛成したい。

(菅野議員)

15 日

議会報編集委員会

との意見交換会

13 日

復興副大臣と双葉地方議長

入園·入学式

6日

双葉町立幼・小・中学校合同

4

月

23 日 13 日

双葉南北小学校卒業式 双葉中学校卒業式

ふたば幼稚園修了式

## 議会のうどき

3

月

4日

9日~17日

議会全員協議会 議会運営委員会

第1回定例会

4日

12 日 23 13

議会運営委員会 議会全員協議会

25 日

双葉地方広域市町村圏組合 双葉地方町村議会議長会議 2

月

議会全員協議会

双葉地方水道企業団議会定 第1回議会臨時会

福島県町村議会議長会定期

議会定例会

27 日

がある限り、

ります。

のでしょうか。

議会として、

町の復興こそが第一と考えてお

皆様にはどのように受け止め、

感じられている

また、中間貯蔵計画も着実に行われ、

町民の



佐々木清一議長が町議会議員 15 年以上在職 の自治功労者として表彰を受けられました。

国道、

高速道路開通と、

復興に向けた取り組み

水温む頃、

5度目の桜の季節を迎えて、

6号

編

集

後

記

が進んでおります。



塩を水清一殿 表彰技

古五遊 清二

## [編集委員会]

副委員長 員 長 員 菅 羽 白 野 山 岩 久 博 君 寿 人紀子夫

委 委

員一丸となって頑張ってまいります。 町民ひとりひとり、 議会にご理解いただければ幸いです 皆様の心の思いの代弁者として議 ふるさと双葉町への思い (白岩)